

1. 子ども・子ども・子ども



滋賀県では、子どもたちが新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、生き生きと過ごせるように、子どもの笑顔を増やすための行動様式として「すまいる・あくしょん」を策定しています。



感染症を正しく知って
行動しよう



今の気持ちを伝えよう



自分も周りの人も大切に



頼れる人や場所を見つけよう



身体を動かして
しっかり遊ぼう



わくわく感動する
気持ちを持とう



オンラインを上手に
活かそう

*子ども・子ども・子ども

ひとりの個人、権利の主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての「子ども」の3つの視点を表しています。



子どもの権利が守られる社会づくりのための施策展開

- 子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1)子どもの権利が守られる社会づくりに向けた支援

- 子どもの権利が守られる社会づくりに向けた気運醸成およびその権利が守られる仕組みづくりのための総合的支援

2. 提案・要望の理由

(1) 子どもの権利が守られる社会づくりに向けた支援

- 子どもの権利が守られる社会づくりに向けては、子どもの意見表明権や最善の利益の考慮など、社会全体で子どもの権利に対する正しい理解を持ち、意識の改革を進める取組を着実に進める必要がある。
- また、子どもは大人に比べて相対的に弱い立場になりやすく、様々な権利侵害を受けやすい状況に置かれていることから、その権利の保護や侵害事案が発生した際の救済措置など、子どもの権利が守られる仕組みと体制の整備が求められる。
- これらの取組を加速化させ、全国に広めていくためには、国と地方自治体が一体となつての推進が必要であることから、国の主導のもと、子どもの権利にかかる社会全体の気運醸成を図るとともに、子どもの権利の保護・救済等にかかる国内外の事例研究や好事例にかかる情報提供、具体的な体制整備に向けた財政的支援など、地方自治体の取組に対する総合的な支援が必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1)子どもの権利が守られる社会づくりに向けた支援

- 本県では、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現に向けて、令和7年3月に「滋賀県子ども基本条例」を制定し、子どもの意見の尊重や子どもの権利の救済、社会的気運の醸成等を条文化した。
- 子どもの意見の尊重については、平成12年より「子ども県議会」を毎年度開催しており、昨年度も子ども県議の提案から不登校に関するパンフレットを作成したところ。また、今年度には、県内各地域でワークショップを開催し、子どもの意見を取り入れながら条例・子どもの権利の周知啓発のためのパンフレットを制作する。
- 子どもの権利救済については、今年度より担当部署として「子どもの権利室」を新たに設け、子どもの権利に係る相談窓口の整備、子どもを権利侵害から守る個別救済や権利侵害に関する制度提案など役割を担う「滋賀県子どもの権利委員会」を令和7年10月に設置する。



- 社会的気運の醸成等については、子どもの意見を取り入れたパンフレット等による周知啓発や、県と権利委員会との連携による出前講座の実施など、様々な媒体、手法により気運醸成への取組を進める。

※令和5年度子育てに関する県民意識調査結果(対象:県内在住の18歳以上の個人、回答数:1,383件)
 子どもの権利に関する施策として「子どもの権利の普及啓発に力をいれるべき」と回答のあった対象と割合
 子ども 87.3%、保護者 91.5%、学校等 90.8%、事業者 76.2%、それ以外の県民 80.5%
 ⇒いずれの対象でも、子どもの権利の普及啓発に力をいれるべきとする割合が高く、特に保護者が高い

担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課
 子ども未来戦略係 TEL 077-528-3565
 子どもの権利室 TEL 077-528-3573

幼児教育・保育の充実

- 保育人材の確保および職場環境のさらなる改善により、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置基準の改善（1歳児の職員配置基準の基準化）と安定的な財政措置

(2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 質の高い保育を支える人材確保、職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 給与への反映を確実なものとするための指導監督方法の明確化

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 待機児童の解消のほか、こども誰でも通園制度等、すべての子育て家庭を対象に保育が拡大し、保育の重要性が増すなか、より一層保育人材確保が急務。
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度から1歳児の職員配置について6対1から5対1へと改善するため、公定価格上の加算措置が設けられたが、加算取得には要件が課せられており、職員配置基準自体も見直しされていない状況。
- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るため、職員配置基準の改善は、加算ではなく、基準として定めることが必要。
- 3歳以上児の加算措置も含め、最低基準として配置する職員の財政措置については、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置することが必要。

(2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

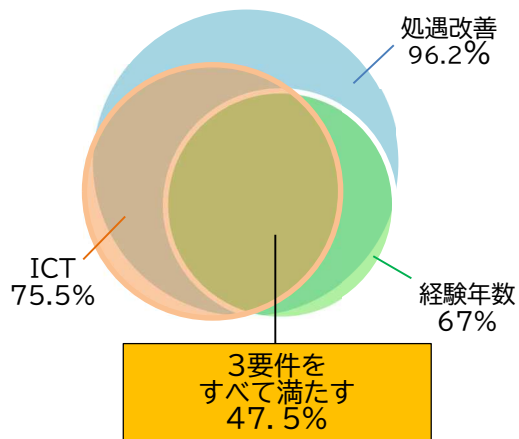
- 保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、その専門性や特殊性を勘案し、一層の処遇改善が必要。
- 過去最大規模となる保育士等の処遇改善（公定価格の人件費相当分+10.7%）が実施されたが、民間企業において更なる賃上げの動きが旺盛ななかで、全産業平均との乖離の状況を引き続き注視しながら、更なる処遇改善が必要。
- 併せて、増額された予算額が保育士等の給与に確実に反映されることを担保するため、給与への反映に係る具体的な基準や指導監督における考え方等の明示が必要。

（本県の取組状況と課題）

（1）保育士等の職員配置基準の改善

- 1・2 歳児の保育士配置が 5:1 となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助
- 令和 7 年度から 1 歳児配置改善加算の創設に伴い、加算取得の要件を満たさない施設や 2 歳児の加配に要する経費として補助要件を見直す予定。

【1 歳児配置改善加算の取得要件の充足見込み、要件設定による影響について】



○本県では、1歳児配置改善加算の加算取得の3要件をすべて満たせる施設は、約5割(47.5%)にとどまる。

○「職員の平均経験年数 10 年以上」の要件充足が困難。

・新設園では、若手職員が多い傾向にあり平均経験年数が 10 年に満たない。

・小規模園では少数の職員の入れ替わりで平均勤続年数が変動するため、加算の取得可否が安定しない。

○ 国では「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、量の拡大から質の確保へと保育政策の転換を図ることとされたが、本県では、保育士不足が深刻ななか、待機児童も多く発生しており、引き続き「量の拡大」にも取り組んでいく必要がある。

○ 意欲のある若手の保育士等を育成し、保育の質を高める取組も重要であり、経験年数 10 年という一律の基準で、保育の質を図ることは困難と考える。

（2）保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 本県では、待機児童の急増を受け、潜在保育士の就業・再就職支援の強化や、保育の仕事の魅力発信、養成施設との連携強化、地域限定保育士試験の実施準備等あらゆる手立てを講じ、保育人材確保の取組を進めている。国におかれては、地域限定保育士試験を早期に実施できるよう準備や情報提供、自治体への支援をお願いしたい。
- 過去最大規模の処遇改善が実施されたが、民間企業の賃上げの動きが旺盛ななか、全産業平均との乖離の拡大を懸念しており、人材確保策を実効的なものとするため民間企業を上回るスピード感や規模感をもって、更なる処遇改善が必要と考える。
- 併せて、増額された予算が確実に保育士等に行き届くよう、県としても市町や施設に対して強く求めているが、掘りどころが事務連絡だけでは効果が限定的である。人件費への反映が適切に実施されているかどうかを確認するための具体的な基準や指導監督における考え方等の明示が必要と考えているところ。

担当：子ども若者部子育て支援課保育係
TEL 077-528-3557

全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

1. 提案・要望内容

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

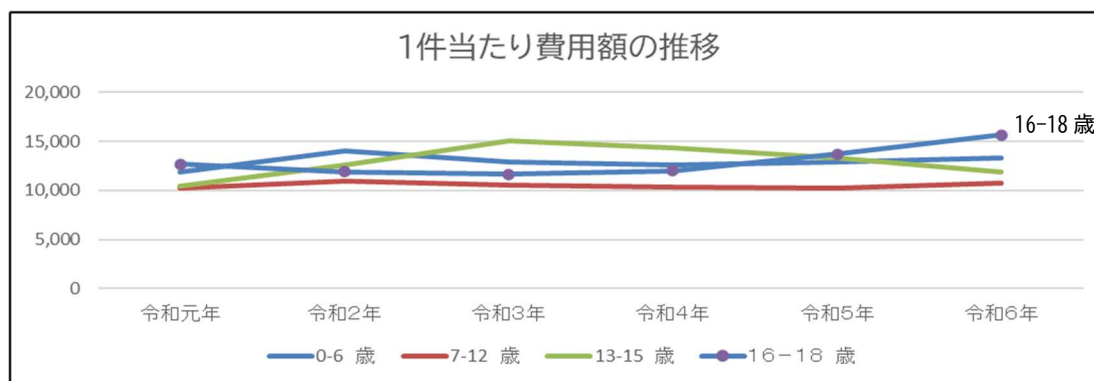
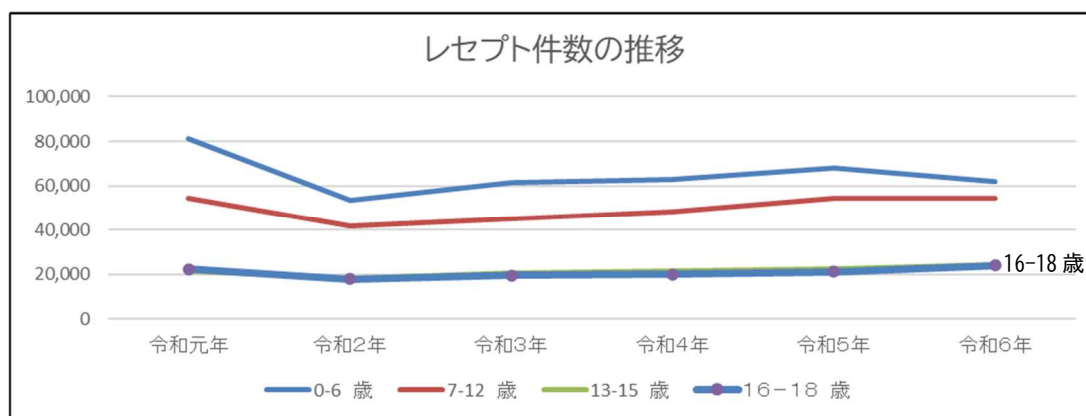
2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。
- 高校生世代以下にかかる国民健康保険国庫負担の減額調整措置は令和6年4月1日から廃止されることになったが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については措置されず。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。
- 同じ医療を受けても所得や地域等によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。
- また、医療費自己負担分に対する地方単独公費助成において、国では、マイナンバーカードを活用した現物給付化の方針が示されているところであり、今後、効率的なシステム化を図る上でも国で統一した医療費助成制度の創設を検討すること。

(本県の取組状況と課題)

- 県では平成 28 年4月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 令和6年4月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても0歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、多額の財政負担が課題。

※滋賀県国民健康保険における医療費等の動向(各年 4 月から 11 月診療で比較)



○こども医療費助成の医療費に与える影響は、滋賀県国民健康保険におけるレセプト件数においては、高校生まで医療費助成を拡大したことにより大幅に増加したことは見受けられませんが、分析には一定限界があるため、国において更なる調査をお願いしたい。

○なお、本県においては、市町とともに子どもの適正医療の周知啓発を行い、医療費の適正化を図っているところ。

担当:子ども若者部子育て支援課子育て支援係
TEL 077-528-3552



困難な状況にある子ども・若者への支援の充実

- 社会的養護のもとで暮らす子どもや、各種制度の狭間におかれ、必要な支援が届かない非行少年など、困難な状況にある子ども・若者への支援の充実を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁、文部科学省、警察庁

1. 提案・要望内容

(1) 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾や文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる充実

(2) 非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 更生保護や社会的養護等の制度の狭間にある子ども・若者への立ち直り支援を行う活動に対する全国一律の仕組みの構築および予算の拡充

2. 提案・要望の理由

(1) 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、被虐待経験等により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、このことが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- 民間の調査では、一般世帯の小学生の約8割が学習塾や文化・スポーツ等の活動に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況。
- 令和6年度から国において新たに小学生から高校生までの教育費等を増額し、学用品のほか、スマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

(2) 非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 非行少年であっても、更生保護制度上の保護観察が付かない者、社会的養護における要保護対象とならない者などは、必要な支援が行き届かない「各種制度の狭間」におかれる。
- 現在、非行少年等の立ち直り支援に関する国の制度がなく、各自治体においては独自に立ち直り支援や広報啓発、補導活動などに取り組まれている状況であることから、全国一律の仕組みの構築が必要。
- また、本県では令和7年度より国庫補助※を活用して、これら取組を実施する予定であるが、予算が十分でないため、国において更なる財源確保が必要。

※ 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(文部科学省)【令和7年度予算額：9,000千円】

(本県の取組状況と課題)

(1) 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

【取組状況】

- 令和5年度より県単独事業として、社会的養護のもとで暮らす子どもを対象に、学習塾や文化・スポーツ等学校外での学習・体験活動に関する支援を実施。

支 援 額：一人あたり5千円/月（令和7年度予算額：1,740千円）
 対 象：社会的養護のもとで暮らす小学4～6年生
 利用実績：27名（令和6年度）

【アンケート結果(施設等職員の声)】

- 習い事が気兼ねなくできることは、子どもの自信に確実につながっています。
- 学校でも授業で自信を持って取り組んでいる様子が見られる。

【課題】

- 民間企業の調査によると、学校外での学習・体験活動に係る費用は、小学校高学年では平均15,000円/月となっており、国における5,000円の単価増では学習等のニーズを満たせない。
- また、令和6年度に増額された単価は、学用品やスマホ代にも使用されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） → 7,210円（R6）	なし	なし
中学生	4,380円（R5） → 9,380円（R6）	実費相当額	実費相当額
高校生		上限20,000円 ～25,000円	上限23,330円(公立)/34,540円(私立)（R5） → 28,330円(公立)/39,540円(私立)（R6）

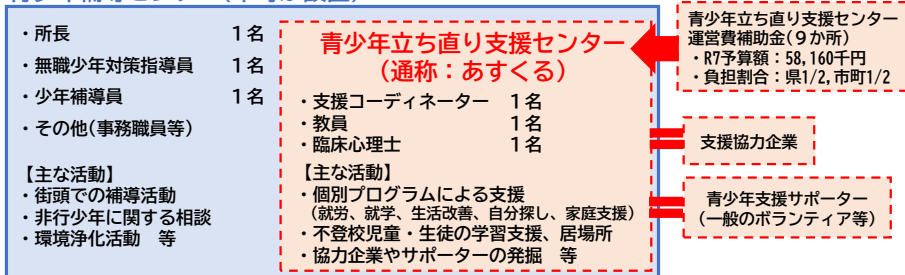
中高生と同様の対応が必要

(2) 非行少年等の立ち直り支援活動の充実

【取組状況】

- 本県では、市町が設置する青少年補導センターに、立ち直り支援機能を付加したセンターを「青少年立ち直り支援センター(通称：あすくる)」と称し、これに取り組む市町に対して平成16年度より財政支援等を行っている。

（事業実施体制等イメージ） 青少年補導センター（市町が設置）



（事業実績）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
支援対象者数	130人	144人	136人	126人	133人
支援完了	41人	30人	45人	32人	20人
継続支援	77人	96人	85人	84人	98人

（支援対象者数）

前年度からの継続支援者＋当該年度の新規支援者
 ※支援中止となった者を含む。

（支援完了）

支援当初に設定した目標(就労・就学等)を達成した者

【課題】

- 非行少年の立ち直りに関する支援は市町等が独自に実施されているが、財政的な制約がある中、きめ細かな支援が行き届かない状況。
- また、近年の刑法犯少年や不登校の状態にある子どもが増加傾向にあり、各種制度の狭間にある少年の立ち直り支援の充実が必要。

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係 TEL 077-528-3551

医療的ケア児等に対する支援の推進

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること
- ナーシングホーム※¹等の空床活用ができるよう指定短期入所の基準緩和を図ること

※1：医療的ケアを行うための看護師が24時間365日常駐するとともに、入居者に対し日常的な介護サービスの提供を行う有料老人ホーム

2. 提案・要望の理由

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。
(参考：入院診療報酬4. 2万円/日 医療型短期入所報酬 3. 2万円/日)
- 障害福祉分野以外で共生型短期入所の事業を行うことができるのは介護保険サービスの短期入所と指定小規模多機能型居宅介護※²事業者のみであり、医療的ケアが可能な地域資源を十分に活用できていない。

※2：通い、訪問、宿泊を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを提供する。

(本県の取組状況と課題)

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 県内における医療型短期入所施設は、令和3年度以前は、びわこ学園(草津 15 床・野洲 13 床)、紫香楽病院(3床)のみであり、地域偏在(県南部に偏り)があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。

- 令和5年度医ケア実態調査(概要)

- ①対象者:県内に在住し、在宅で生活する医療的ケア児者または重症心身障害児者
- ②調査期間:令和5年9月下旬～令和6年3月 31 日
- ③回答数:418件
- ④医療的ケアまたは重症心身障害のある人数:361人
- ⑤レスパイトのニーズ:293 人(81.2%:⑤/④)

利用している		202 人
利用していない	希望するが利用できず	91 人
	利用を検討している	
	(理由について)回答無し	
利用を考えていない		68 人

- 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(令和4年度～)

県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。

- 医療型短期入所受入促進モデル事業(令和6年度～)

県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。(1人1日/10,000 円)

また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所^{※3}における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。(入浴支援:1人1日/5,000 円、福祉型:1人1日/10,000 円)

※3:宿泊を伴わない短期入所サービス

- 令和4年度以降に増加した医療型短期入所:5か所(うち日中支援のみ:2か所)[R7.1月末時点]

(うち、令和6年度に新規指定)

- 介護老人保健施設野洲すみれ苑 (R6.4/1)
- マキノ病院 (R6.6/1)【県北部】
- 今津病院 (R6.10/1)【県北部】

担当: 健康医療福祉部障害福祉課
企画・共生推進係

TEL: 077-528-3542

担当: 病院事業庁経営管理課経営改革推進室

TEL: 077-582-5106

夢と生きる力を育む教育環境の整備



- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 優秀な人材の確保

- ① 教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- ② 副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充

(2) 新しい時代の学びの環境整備

- ③ 少人数学級編制拡充のための定数改善（高等学校における 35 人学級編制の実現）
- ④ 小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充

2. 提案・要望の理由

- ① 給特法が改正され、新たに義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」においては、教員の時間外在校等時間の目標を設定し、達成することが求められる。しかしながら、これまで本県も平成 30 年度に「働き方改革取組計画」を策定し、時間外在校等時間の縮減に努めてきたが、減少こそすれ、依然高い水準で推移している。こうした状況を打破するには定数改善が必要不可欠である。
- ② 働き方改革の推進に向け、校務運営の要であり、かつ、職階別で最も平均時間外在校等時間の高い副校長・教頭の負担を軽減し、マネジメントに注力できるようマネジメント支援員の配置をさらに拡充することが必要である。
- ③ 令和の日本型教育の中で示された個別最適な学びや協働的な学びの実現のためには学級集団の規模縮小が必要である。小学校においては令和 7 年度に全学年 35 人学級となり、中学校においても令和 8 年度から 35 人学級に向けた定数改善が行われることとなったものの、高等学校においても同様の取組が必要である。また、本県で取り組んでいる、学力、特に「読み解く力」の向上のためにも必要である。
- ④ 今年度から対象学年が小学校 4 年生まで拡大されたが、教員の負担軽減はもとより、専門的指導を充実させて児童の理解度や定着度の向上を図るために、特に効果が高い理科と算数について、県内すべての小学校で専科指導を実施できるだけの加配措置を行うなど、専科教員の一層の配置拡充をお願いしたい。

(本県の取組状況と課題)

(1) 優秀な人材の確保

(2) 新しい時代の学びの環境整備

本県は、不登校やいじめ、学力・体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている。しかし、教育課題は複雑化・多様化し、働き方改革を進めているものの、依然として教職員一人当たりの時間外在校等時間は高い水準にある。特に、校務運営の要である副校長・教頭の時間外在校等時間が高く、マネジメントに注力してもらうためにも支援員のさらなる拡充が必要である。

また年休取得状況についても、これまで右肩上がりだったが令和6年には減少した。

また、近年の新規採用者数の増加に伴い、男性も含め育休取得者が増えてきており、補充者がなかなか見つからない状況。こうした状況が時間外在校等時間を高い水準にし、年休を取得しづらくさせる一因になっている。

現状克服のためには、一層の定数改善や加配の充実に図ることが求められる。

表1

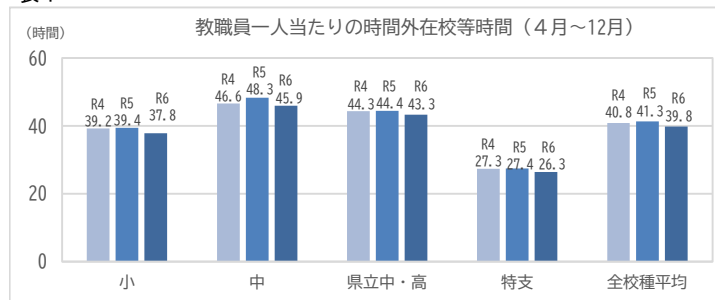


表3

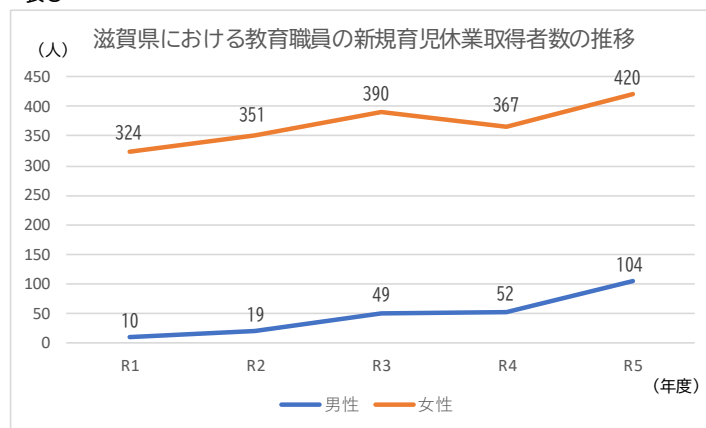


表6

教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制実現には定数改善が必要

右の定数改善例のとおり実現すると、例えば12学級規模だと担任外は6名（教頭含む）の配置となり、教員一人当たりの持ち時数（週）3時間程度が軽減

標準学級数	1	3	5	6	7	11	14	21	30	36
	1	3	5	6	7	11	14	21	30	36
	2	4			10	13	20	29	35	
【本県配置基準】学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	1	1	2	2	2	3	4	4	4
							4			6
【定数改善例】学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10

担当：教育委員会事務局教職員課教員採用育成・働き方改革係
TEL 077-528-4536

表2 年次休暇の取得状況（単位：日）

	R4実績	R5実績	R6実績
小学校	13.2	14.3	14.1
中学校	10.8	12.1	12.3
高等学校	10.8	13.0	11.7
特別支援学校	14.0	15.3	14.7
全校種平均	12.2	13.4	13.2

表4 副校長・教頭マネジメント支援員の配置効果

支援員配置校①	
公立A中学校	教頭4年目（配置校2年目） 支援員：校長OB 【効果】・教頭の時間外在校等時間が平均して 対前年比月41時間減少
支援員配置校②	
県立B高等学校	教頭2年目（配置校2年目） 支援員：民間企業OB 【効果】・教頭の時間外在校等時間が平均して 対前年比月30時間減少

表5 滋賀県における小学校教科担任制の効果

令和6年度「学びのアンケート」から （県内の全公立小学校の第6学年から各校1学級ずつ抽出） ◆各項目で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をした割合（％）	
質問項目	割合
専科指導での教科の授業は好きですか	81.0
専科指導での教科の授業の内容はよくわかりますか	88.7
学習や学校生活のことで、担任の先生以外にも相談しやすくなりましたか	75.8
教科によって担当する先生が変わることに慣れましたか	95.6

中学校部活動の「地域連携・地域展開」推進支援拡充

- ・部活動指導員を積極的に配置するなど中学校部活動の「地域連携」を進めながら、「地域展開」につながる人材確保・育成に取り組み、学校生活として成立していた部活動の役割について持続可能な形での継承を図る

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】文部科学省・スポーツ庁・文化庁

急激な少子化が進む中においても、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが求められる。

中学校部活動の地域連携・地域展開は、国民のスポーツ・文化芸術活動環境を左右する大きな転換点であり、社会全体の理解・協力のもと推進されるよう下記の取組を実施すること。

(1) 社会的課題としての取組推進に向けた環境整備

- 地域連携・地域展開に向けた地域や個人の取組を促すため、官民が組織として参画することを後押しする法令や財政的インセンティブを整備すること(交付金や補助金、税制優遇措置等の官・民・地域・個人に対するインセンティブの創設を検討すること)

(2) 地域展開の実現に向けた制度の早期確立

- 地域連携・地域展開を支える指導者人材、支援者人材の確保に向けて、公務員をはじめとする地域の人材が参画しやすい弾力的な制度運用と十分な財政支援を行うこと
- 教育的意義を踏まえた受け皿団体としての要件整理と公的負担の考え方を早期に示すこと
- 地域展開を進める「地域コーディネーター」の配置について、十分な財政措置を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) 社会的課題としての取組推進に向けた環境整備

地域連携・地域展開の実現に向けては、社会全体として子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境を作る意識と行動が必要である。

そのためには、社会全体で活動環境を創出し、支えるという機運の醸成に加え、官民が連携して、団体・個人等の種別を問わない多くの参画を後押しする具体的なインセンティブ(公的給付や税制優遇措置)を設ける必要がある。

(2) 地域展開の実現に向けた制度の早期確立

地域連携・地域展開を進めていくためには、指導者人材の確保や団体の運営を支える人材など多様な人材の確保が必要であるが、いずれも不足しているのが現状。

公務員の参画も期待されるところであるが、これまで兼職兼業が限定的な運用となっていたこともあり、多くの自治体で公務員の参画が進んでいない。

特に地方公務員の社会貢献活動として、兼職兼業が積極的に進められるよう、国として取組を推奨、後押しをされたい。

また、地域展開の受け皿団体も不足しているが、受け皿団体要件と財源確保(公的負担)の見通しが明らかになれば、受け皿団体が増え、地域展開の実現性が大きく前進する。

こういった各地域の課題を把握し対策を進めていくためにも、地域コーディネーターの配置は非常に重要であり、令和8年度以降の活動継続に向けて、引き続き配置予算の確保が必要である。

(本県の取組状況と課題)

社会的課題としての取組推進に向けた環境整備

- 部活動加入率の低下に伴い、体力運動能力が低下傾向にある
- 地域連携促進のため、部活動指導員の拡大に向け、国の補助事業を活用し、各市町が希望する配置が実現するよう必要な予算を確保しているが、十分な配置には程遠く、外部指導者を含め地域指導者の育成・確保が急務となっている。
- さらなる人材確保に向けては、関係団体等との連携強化のほか、官民ともに社会貢献活動としての積極的な参画が必要である。

地域展開の実現に向けた早期の制度確立

- 受け皿団体としては、財源不足による運営リスクが大きく、地域展開に踏み出せないとの意見が多い。
- 地域展開に向けては、指導者雇用のための財源確保と中学校との連携による指導体制確保等が課題となっており、コーディネーターの果たす役割は非常に大きい。
- 地域クラブ等の団体の運営者が育つ環境が整っていない状況にある。

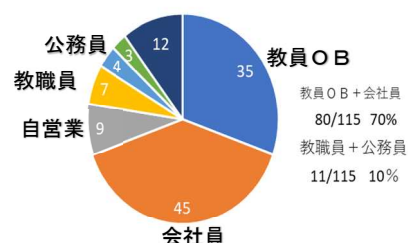
生徒・保護者から寄せられている不安の声

<地域指導者への不安>

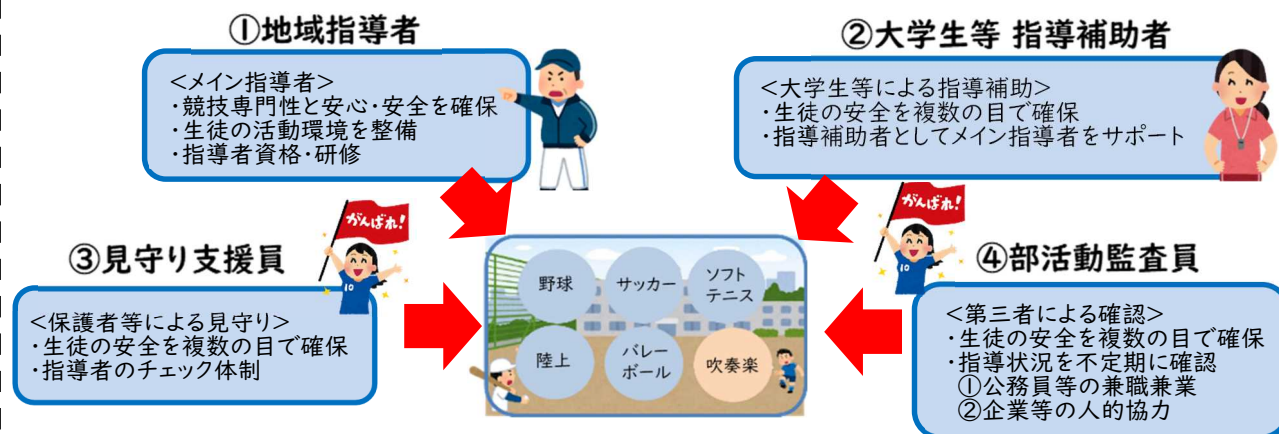
- ・地域指導者を全ての競技で確保できるのか
- ・指導者ひとりで、生徒の安全を確保できるのか(熱中症、ケガ)
- ・セクハラやパワハラなどハラスメントが心配
- ・勝利至上主義にならないか
- ・十分な教育的配慮ができるのか

複数の目による指導
常時、不定期の確認

部活動指導員の職業(運動部)



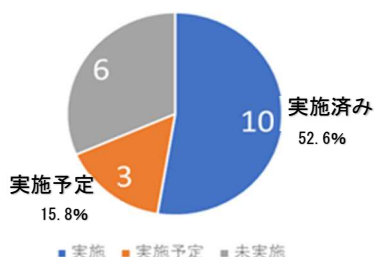
生徒・保護者の不安に対応した安心・安全な指導者体制のイメージ(例)



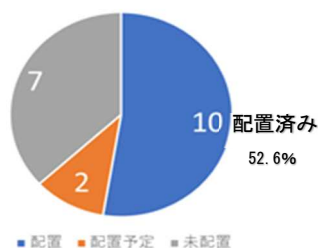
地域移行実証事業における課題(19 市町回答)

1位	受け皿団体の不足	68%
2位	予算の不足	58%
3位	指導者の不足	42%
4位	中体連主催大会への参加規程	32%
5位	保護者の理解	16%

スポーツ庁実証事業実施状況(滋賀県内 19 市町)



地域コーディネーター配置状況(滋賀県内 19 市町)





特別支援教育の充実

- 障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び合う」仕組みづくりを推進する。
- 特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するとともに、医療的ケア児など、児童生徒に応じた支援を提供し、充実した学びを得られる教育環境を整える。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けた副籍制度の推進

- 特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度の推進のため、在籍校と副籍校との学習内容等の調整や助言を行う特別支援教育コーディネーターの加配

(2) 特別支援学校に通う児童生徒の通学支援の充実

- ①医療的ケア児の通学に要する保護者の負担軽減のための支援の充実に向け、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケア看護職員配置事業）の補助率の引き上げ
- ②特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制の維持を図るべく、基準財政需要額の単位費用の見直しによる交付税措置の拡充

(3) 特別支援学校における教育環境の整備

- 特別支援学校の教育環境の改善に資する施設整備の推進を図るべく、補助金算定の基礎となる建築単価の見直しによる補助制度の拡充

2. 提案・要望の理由

- (1) 本県では、令和4年度から副籍制度を創設したが、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、交流授業の内容や環境整備など、きめ細かな副籍校との調整を行う必要がある、コーディネーター役を担う教員の配置が不可欠。
- (2) ①本県では、スクールバスに乗車できない医療的ケア児の登下校時に、介護タクシー等に看護師が同乗して送迎を行う支援事業を実施しているが、保護者から利用回数の拡大を求める声が強い。社会全体で支援するという医ケア法の理念を踏まえ、医療福祉的な視点のもとに、補助率の2分の1への引き上げが必要。
- ②特別支援学校の児童生徒数の増加に伴うスクールバスの運行台数や必要経費の増加に加え、運転者不足の解消等に向けたバス運賃の見直しを踏まえ、普通交付税の基準財政需要額の単位費用の見直しが必要。
- (3) 特別支援学校の大規模化・狭隘化が進み、教育環境の課題の解消を図る必要があるが、特別支援学校の「設置基準」を踏まえた施設整備を着実に進められるよう建築単価を見直し、物価高騰による市場の実勢価格の反映が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 副籍（副次的な学籍）制度の状況

- これまでの成果から保護者等の評価も高く、副籍希望者は増加しているが、制度推進に向けた担当教員の業務時間確保が課題。また、小学校に籍を置きながら、専門性の高い特別支援教育を受けることへの期待も高く、小学校への教員配置の拡充も必要。

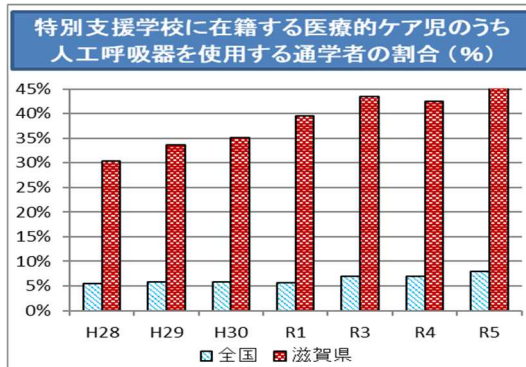
副籍の実施状況	県立特別支援学校から小学校への副籍			市町立小学校から特別支援学校への副籍		
	R5	R6	増減	R5	R6	増減
実施率	34.8%	40.4%	5.6%	53.8%	56.4%	2.6%
副籍希望者	273	317	44	21	22	1
副籍対象者	784	785	1	39	39	-

【副籍担当教員の役割】

- ・学習内容にかかる指導助言
- ・副籍校における交流授業や事前・事後指導などの活動内容に対する助言
- ・副籍に関する保護者の相談窓口
- ・副籍校との窓口業務 等

(2)① 医療的ケア児の通学に係る保護者支援の状況

- 特別支援学校において、人工呼吸器を使用する児童生徒の割合が増加しており、本県では、学校に通学している割合が特に高い。保護者送迎の負担軽減を求める声を受け、令和2年度から制度化したが、年間12回（片道）の実施に留まっており、年間約200日通学するのに少なすぎるという声も多く、制度の拡充が必要。



(2)② スクールバスの交付税措置の状況

- 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの運行台数や燃料費等の費用が増加しているが、普通交付税の基準財政需要額の特別支援学校費に算定される経費は、実際の費用（≒本県の予算額）から乖離がある。

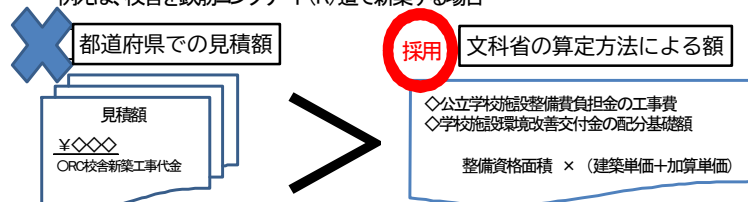
（単位：千円）

	単位費用 (1学級あたり)	本県交付税 R6 算入額(A)	滋賀県 R6 予算額(B)	乖離額 (A-B)
スクールバス購入費等 (運行経費を含む)	332	156,704	581,507	▲ 424,803

(3) 本県の教育環境整備の取組状況と施設整備に係る補助制度

- 令和6年度の県立特別支援学校の在籍者数は過去最高の2,382名。学校の大規模化・狭隘化に伴う課題の解消を図るため、令和6年3月に特別支援学校1校の分離新設と既存校の校舎増築を実施する方針を策定。新設校の候補地を公表し、事業を進めているところ。

例えば、校舎を鉄筋コンクリート(R)造で新築する場合・・・



着実な施設整備の推進のため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

- 今後、用地取得や施設整備等を進める必要があるが、施設整備の補助金の算定において、実際の費用との乖離が大きく、交付額が少ない。
 - ・文部科学省の令和6年度建築単価 291,000 円/㎡（特別支援学校・R造）
 - ・本県のR5実績（草津養護学校増築・R造）事業費568百万円のうち国庫168百万円（30%）
実際の工事単価（R5）417,361 円/㎡ > 建築単価 291,000 円/㎡

担当：教育委員会事務局 教育総務課 TEL 077-528-4516、特別支援教育課 TEL 077-528-4643



学びの機会と居場所を保障するための体制の充実

- すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省、こども家庭庁

1. 提案・要望内容

- (1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実
- (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
- (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

2. 提案・要望の理由

滋賀県では令和7年3月に「しがの学びと居場所の保障プラン」を改定し、不登校の状態にある児童生徒の多様な学びと居場所を保障し、子どもたちの生きる力を育むために不登校対策の充実に全庁あげて取り組んでおり、国の支援が必要である。

(1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

- 不登校児童生徒の学習の場として、校内・校外に教育支援センターの設置を進めているが、市町単独による設置・運営にかかる人材や予算の確保が難しく、不登校児童生徒の学びと居場所の保障のため、既設のものも含めすべての教育支援センターに対して、国による財政措置が必要である。
- また、校外教育支援センターに学習支援等の支援員や保護者や教職員への助言を行う人材を配置し、通所が難しい不登校児童生徒に対して家庭訪問や多様な場を活用した相談等を行う広域的な支援体制の整備拡充が必要である。

(2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

- 不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でない状況である。さらに家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズへの対応も必要なことから、国がCOCOLOプランに基づき、人材の確保と配置の充実のため、必要な予算確保をしていただくよう強くお願いしたい。

(3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

- フリースクールなどの民間施設といった学校以外で学習等を行う不登校児童生徒の活動を保障するため、民間施設等に関する支援の考え方を整理した上で、多様な居場所の更なる充実に向けた財政支援の強化や、民間施設等の利用負担軽減に係る全国一律の補助制度の創設が必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

○ 教育支援センターの設置状況（令和6年7月）

種別等		総数	うち設置数	設置率
校外	市町数	19	18	94.7%
校内（公立）	小学校	220	171	77.7%
	中学校	95	89	93.7%

○ 校内教育支援センター支援員の状況（令和6年4月）

総数	うち国の財政措置あり	割合
283人	23人	8.1%

(2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

○ 令和7年度のSCやSSWの配置予定等（公立）※数値は校数

	総数	SC配置	SSW配置	SSW派遣
小学校	220	35（毎月3回程度）	45（週2回程度勤務）	113
		185（年6時間配置）		
中学校	95	全学校配置 （週1回程度勤務）	—	60
高等学校	46	全学校配置 （週1回程度勤務）	—	24
特別支援学校	16	8	—	—

SC相談等対応件数：37,572件 SSW対応児童生徒数：1,959人（斜字はR5年度実績値）

(3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

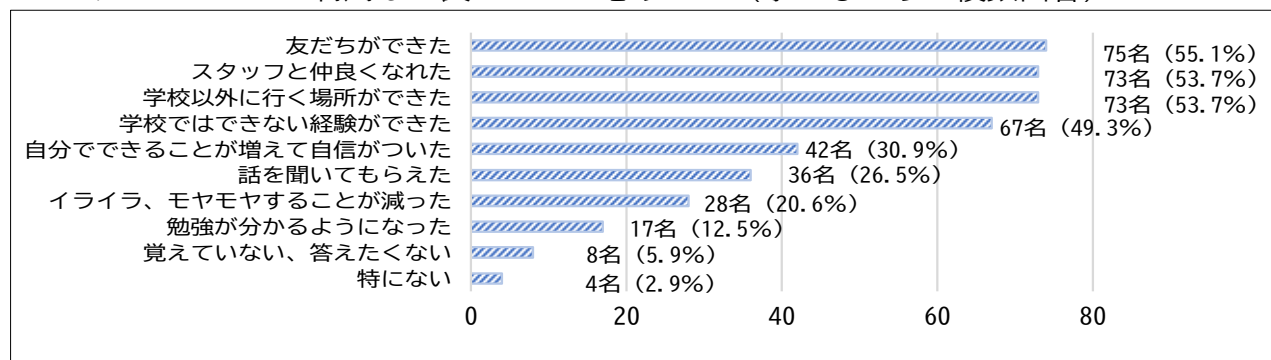
○ フリースクール等民間施設に対する県内市町単独補助制度の実施状況（R7.4時点）

利用者支援 13市町 / 施設支援 1市町

令和7年4月より新たに県として利用者支援を行う市町に対する補助制度を創設

○ 令和6年度フリースクール等利用者調査より

フリースクールを利用して良かったと思うこと（子どもからの複数回答）



担当：教育委員会事務局幼小中教育課

児童生徒室

TEL:077-528-4668

子ども若者部

子どもの育ち学び支援課 TEL:077-528-3457

日本語教育の充実



- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。
- すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、継続して事業に取り組めるよう、予算を安定的に確保・充実するなどの支援を図ること
- 登録日本語教員および日本語学習支援者の確保・育成に対する支援を図ること

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実
- 日本語指導を担当する教員の加配拡充

2. 提案・要望の理由

(1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 外国人住民の増加する中で、生活のあらゆる面で必要となる日本語の習得が課題であり、生活に必要なレベルの日本語をどこでも習得できる環境が必要。
- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、地域日本語教育の体制を維持するためには必要な事業であり、安定的な支援が重要。
- 令和3年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」によると、地域の日本語教室において、日本語教師・日本語学習支援者の人材不足が課題である。

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しているとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられ、使用言語の多様化も進んでいる。そのため、受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実に向け、日本語指導のための教員の加配や母語支援員の配置拡充といった対面での支援体制の強化に加え、オンラインによる日本語指導や通訳支援の充実を図るため、さらなる財政措置が必要である。

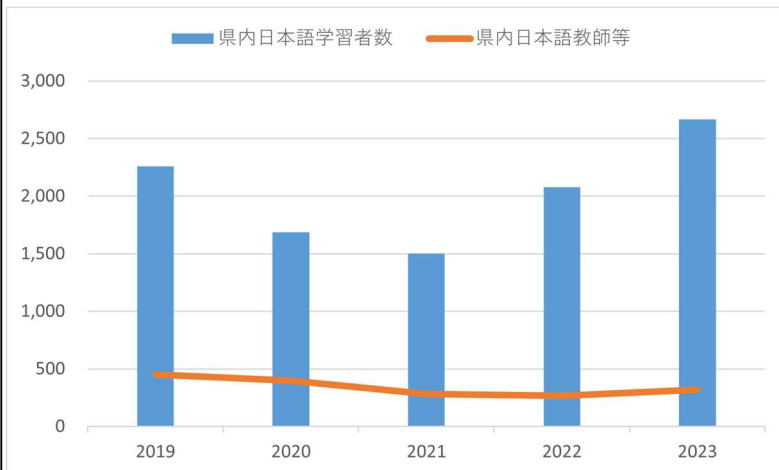
(本県の取組状況と課題)

○外国人人口が過去3年連続最多を更新、県民34人にひとりが外国人という状況

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校は全体の6割以上という状況

(小学校：134校／220校、中学校：56校／95校 ※市町立学校の令和7年1月現在の状況)

(1) 地域日本語教育に対する支援の充実



○県内日本語教育の状況

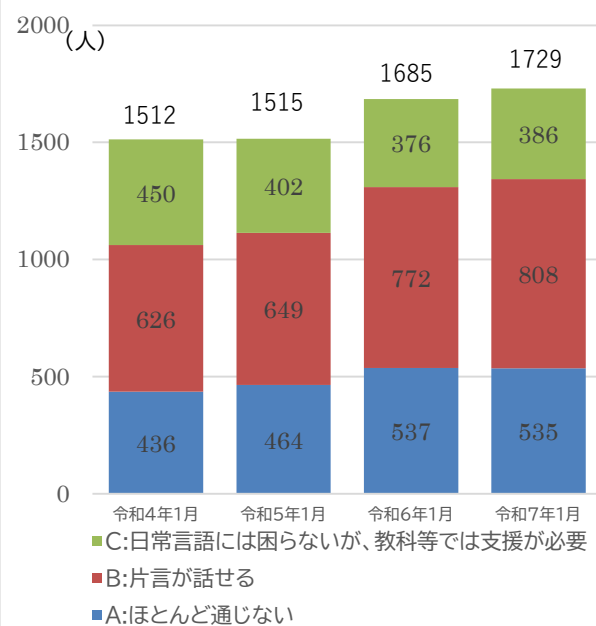
- ・地域日本語教室：34か所(13市2町)
- ・「日本語教室ゼロ地域」：4町

○地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用した本県の取組(R6年度)

- ・日本語教室ゼロ地域である日野町での日本語講座(モデル事業)の実施
- ・オンライン日本語講座(モデル事業)の実施
- ・日本語学習支援者養成研修：全5回

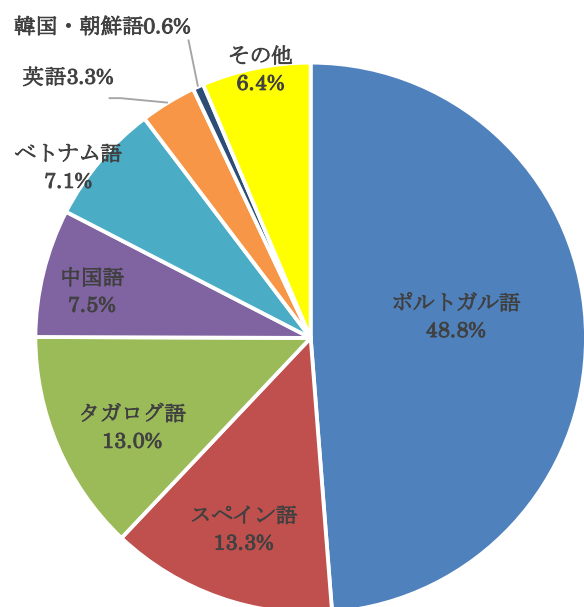
(2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

日本語指導が必要な児童生徒数【レベル別】



*AとBの児童生徒は、特別の教育課程による「取り出し」指導を想定

言語別(日本国籍を含む)(令和7年1月)



○取組状況

【集住地域】国の支援事業を活用した市町への補助

【散在地域】急な転入に対応する母語支援員の派遣

【全 県】

- ・市町で雇用困難な言語の母語支援員の派遣
- ・オンラインによる日本語指導・通訳(令和7年度新規事業)

○その他の言語(19言語)

ネパール語、モンゴル語、ピサヤ語、シンハラ語、ロシア語、インドネシア語、ペルシャ語、アラビア語、ウルドゥー語 他

担当：総合企画部国際課 多文化共生係

TEL 077-528-3063

教育委員会事務局幼小中教育課

教育課程指導係

TEL 077-528-4665

